

---

プロジェクト **実務対応**

項目 **一括取得型による自社株式取得取引（ASR(Accelerated Share Repurchase)取引）に関する会計処理**

---

### 本資料の目的

1. 本資料は、「一括取得型による自社株式取得取引（ASR(Accelerated Share Repurchase)取引）に関する会計処理」に関するプロジェクトの方向性を審議することを目的としている。

### これまでの経緯

2. 2014 年 12 月 1 日に開催された第 301 回企業会計基準委員会において、「一括取得型による自社株式取得取引（ASR(Accelerated Share Repurchase)取引）に関する会計処理」を当委員会の新規テーマとすることが提言された。
3. 2014 年 12 月 18 日に開催された第 302 回企業会計基準委員会において、当委員会の新規テーマとすることが承認された。
4. 2015 年 2 月 20 日に開催された第 306 回企業会計基準委員会において、日本証券業協会の参考人から日本版 ASR の取引スキームが説明され、会計上の論点の分析が開始された。
5. その後、2015 年 4 月 7 日に開催された第 309 回企業会計基準委員会及び 2016 年 2 月 10 日に開催された第 329 回企業会計基準委員会において審議がなされたが、識別された課題が多く審議が中断されていた。

### 取引の概要

6. 取引の概要は、別紙のとおりである。

### これまでに識別された課題

#### (会計上の課題)

7. これまで、ASR 取引の会計処理を検討するにあたって、以下の 2 つの方法に整理して検討が進められてきた。
  - (1) 各取引ごとに会計処理する方法

(2) 全体を一つの取引とみなして会計処理する方法

8. 2つの方法の長所及び短所は、次のように分析されていた。

### 【各取引ごとに会計処理する方法】

(1) 長所

- ステップ1における自己株式の有償取得取引、ステップ2及びステップ4における現金決済契約の取引、ステップ2及びステップ3における新株予約権の取引について、法的形式と整合的となる。

(2) 短所

- 取引開始後の平均株価が ToSTNeT-3 の取得価格よりも低い場合には現金決済契約の評価差額について損益が計上される一方で、平均株価が取得価格よりも高い場合には新株予約権について損益が計上されないため、平均株価が上昇した場合と下落した場合で損益計上が不整合となる。

### 【全体を一つの取引とみなして会計処理する方法】

(1) 長所

- ASR 取引においては、当初の自己株式取得と現金決済契約の取引又は新株予約権の取引は一体の取引と実施されるため、取引の経済的実態を表すことが可能となる。

(2) 短所

- 各ステップごとに法的形式が異なるため、法的形式と整合しない可能性がある。
- 現金決済契約について、利得を獲得する意図はないとしても、現金決済契約により将来のキャッシュ・フローが変わるため、毎期の評価差額の変動を損益として計上しないと、現金決済契約の実態が反映されない可能性がある。

9. これまでの審議においては、「全体を一つの取引とみなして会計処理する方法」を支持する意見のほうが比較的によく聞かれていたが、いずれの方法も短所がありいずれの方法で進めるかの判断はなされていなかった。仮に全体を一つの取引とみなして会計処理する場合、一体性を確保する方策（取引開始から決済までの期間の制限）の必要性が識別されていた。

(その他の課題)

IFRS との整合性に関する課題

10. IFRS では、ASR 取引について具体的な記載はなく、IAS 第 32 号において、自社の株式を対象とした先渡契約が資本性金融商品に該当するか否かについて、以下の規定があるのみである (IAS32. 16)。

- (a) 当該金融商品が、次のような契約上の義務を含んでいないこと。
  - (i) 現金又はその他の金融資産を引き渡す義務
  - (ii) 当該発行者にとって潜在的に不利な条件で、他の企業と金融資産又は金融負債を交換する義務
- (b) 当該金融商品が企業自身の資本性金融商品で決済されるか、又は決済される可能性がある場合には、次のいずれかであること。
  - (i) 自らの資本性金融商品の可変数を発行者が引き渡す契約上の義務を含んでいない非デリバティブ
  - (ii) 固定額の現金その他の金融資産を発行者自身の資本性金融商品の固定数と交換することによってのみ決済されるデリバティブ。

11. ASR 取引による自社の株式を対象とした先渡契約は、企業自身の資本性金融商品で決済されるデリバティブであるが、IAS 第 32 号第 16 項 (b) (ii) の要件を満たさないことから資本性金融商品に該当せず、公正価値の事後的な変動は損益として処理されることとなると考えられる。
12. そのため、IFRS の任意適用企業においては、本スキームによる取引を行った場合には、これまで検討を行ってきたいずれの会計処理とも異なる会計処理を行うことになると考えられる。

会社法上の課題

13. 会社法上の課題としては、以下のようなものが聞かれていた。
- 当初の自己株式の取得について ToSTNET-3 を用いて行うことから株主総会決議を要しないことが、その後の調整契約と併せて考えた場合に問題がないか。
  - 「一つの取引とみなして会計処理を行う方法」による場合、新株予約権の払

## 審議事項(7)

込金額の算定に際して、デリバティブ契約が同時に行われることを踏まえ、新株予約権の払込金額はゼロにすることが想定されているが、問題がないか。

- 「一つの取引とみなして会計処理を行う方法」では、決済時に現金決済契約により現金を受領した場合、自己株式の金額を減額することを想定しているが、自己株式の額について定めた会社計算規則第24条との関係を整理する必要があるのではないか。

さらに、決済までの間に自己株式の処分又は償却が行われた場合、自己株式処分差損益又は自己株式消却損が生じることとなるが、これらは決済時に事後的に修正されるものであるため、分配可能額の観点で検討が必要となる可能性がある。

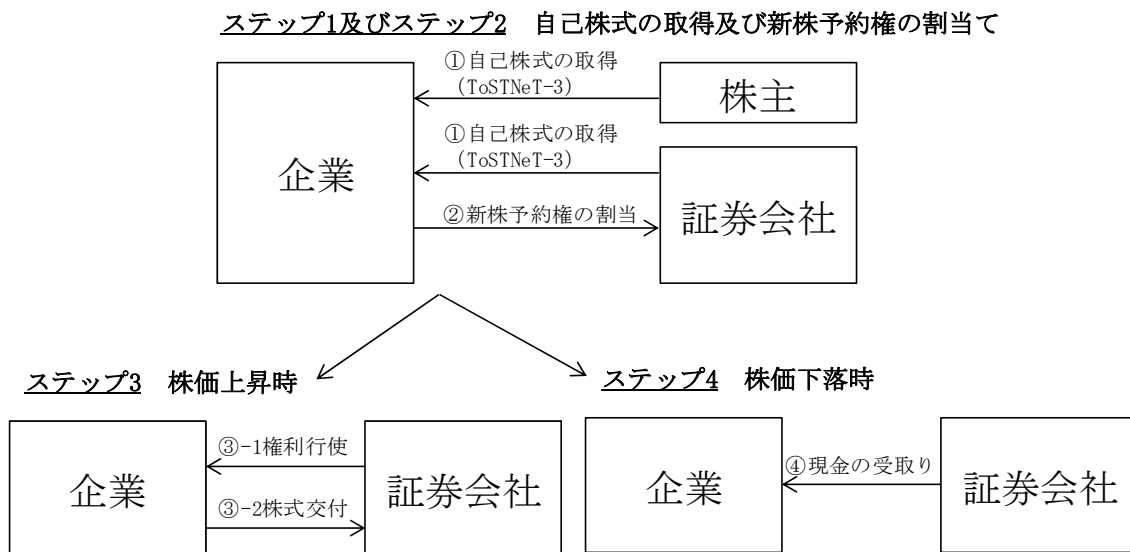
### プロジェクトの方向性

14. 第8項に記載されているとおり、分析された2つの方法ともに会計上の長所・短所が見受けられる状況にある。第10項から第13項に記載した諸課題と考え合わせると、現時点では本スキームについて会計処理を確定することは難しいと考えられる。「一括取得型による自社株式取得取引（ASR(Accelerated Share Repurchase)取引)に関する会計処理」については、将来的な検討課題になりうるものと考えられるが、本スキームを前提とした会計処理の検討については開発中のテーマから除外することが考えられるかどうか。

以 上

(別紙) 日本版 ASR 取引の概要

1. 我が国において想定される ASR 取引の概要は、参考人（日本証券業協会様、野村証券様、ゴールドマン・サックス証券様）から示された取引スキームに基づく次のとおりである。



**ステップ 1** : 自己株式の取得を企図する企業は、自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) で自己株式を取得し、証券会社は、株券貸借市場で当該企業の株式を借り入れて売り応募する。

**ステップ 2** : 調整取引に係る契約を行う。調整取引の内容は次のとおりである。

証券会社の売り注文が約定した金額分、株数分について、その後の株価推移に応じて調整取引を行う。

その後の平均株価が ToSTNeT-3 での取得価格よりも高い場合は企業の支払い、安い場合は証券会社の支払いとなる。

平均株価は、東証が公表する当該企業普通株式の終値の算術平均値を基準とした値とする。

調整取引の結果、経済的には自社株を平均株価で取得したのと同様の結果となる。

企業は株価上昇時の支払いのために、証券会社に新株予約権を割り当てる。

## 審議事項(7)

ステップ 3 : 株価上昇時は、新株予約権が権利行使され、差額分に相当する株式を証券会社に交付する。

ステップ 4 : 企業は株価下落時に、新株予約権の割当時に締結された契約に基づき、証券会社から差額分の現金を受け取る。

2. ステップ 3 において企業が発行する新株予約権の条件例は、次のとおりである。

発行方法	第三者割当の方法により証券会社へ全額割当
発行される新株予約権数	1 個
各新株予約権の払込金額	本新株予約権 1 個当たり XXX 円 <sup>1</sup>
権利行使日	2015 年 XX 月 XX 日から 2016 年 XX 月 XX 日まで（発行日の翌日から 12 か月後）
行使の際に出資される財産	新株予約権発行決議時の株価×1 株又は単元株数
行使に伴い交付される株数	<p>新株予約権の権利行使を行うか否か判断する時点までの平均株価が、新株予約権発行決議時の株価を上回り、本新株予約権が行使されると、下記の計算式で算定される株数の発行会社株式が交付される。</p> $\text{交付株式数} = 1 \text{ 株 (又は単元株式数)} + (\text{自己株式取得株式数} \times \text{平均株価} - \text{自己株式取得金額}) \div \text{株価}$ <p>自己株式取得株式数…証券会社から取得した株式数          自己株式取得金額…証券会社から自己株式を取得するために要した金額</p>

<sup>1</sup> 新株予約権の払込金額は、第三者の評価機関による計算結果を基礎として、決定されることが想定される。なお、新株予約権の評価において、第 3 項に記載される契約を考慮する場合と、考慮しない場合では、評価結果が大きく変わる可能性があると考えられる。

## 審議事項(7)

3. ステップ 4 において新株予約権の割当時に締結される契約の条件例は、次のとおりである。

証券会社による現金の支払	<p>証券会社は、新株予約権の権利行使を行うか否か判断する時点までの平均株価が、新株予約権発行決議時の株価を下回る場合、下記の計算式で算定される金額の現金を発行会社に支払う。</p> $\text{支払現金額} = \text{自己株式取得金額} - \text{自己株式取得株式数} \times \text{平均株価}$ <p>自己株式取得株式数…証券会社から取得した株式数 自己株式取得金額…証券会社から自己株式を取得するために要した金額</p>
--------------	--

以 上